

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) (株) 白金 (所在地) 中央区白金1丁目16-19 (代表者) 代表取締役 中川 久美 (本市登録) 登録業種 管B 管1種A 業者番号 2454
措置内容	令和6年10月8日から2カ月間の競争入札参加停止 (令和6年12月7日まで)
根拠	・福岡市競争入札参加停止等措置要領 第2条 ・福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第5号 (公衆損害事故) ・福岡市競争入札参加停止等措置要領 第8条の3
事件の概要	1. 工事の概要 (1) 契約件名 博多区三筑2丁目地内N o. 2 配水管布設工事 (2) 履行期間 令和4年12月7日 ~ 令和5年9月13日 (3) 契約金額 50,604,400 円 2. 被災者 (被災状況) (1) 内 容 舗装取り壊し箇所の段差に一般車両の前輪が落下し車両バンパーが破損。 3. 事故の概要 夜間作業中に配置していた交通誘導員が無断で持ち場を離れていたことで、一般車両が舗装撤去箇所に進入し、運転手は段差に気づかず前輪を落下させた。また、水道局に対する事故報告が1年以上遅延した。

問い合わせ先 水道局総務部契約課 迫

092-483-3128

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領
(競争入札参加停止又は競争入札参加資格取消し)

第2条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者 (以下「市長等」という。) は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号 (以下「別表1、2各号」という。) に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について一般競争入札参加停止及び指名停止 (以下「競争入札参加停止」という。) の措置を行うものとする。

(未届け等の措置)
第8条の3 市長等は、前条に規定する報告を行わなかった者又は報告が遅延した者について、当該報告すべき措置要件に関する競争入札参加停止等の措置を行う場合においては、その措置期間を第4条第4項に規定する範囲内で加算することができる。

別表第1 事故等に基づく措置基準
(公衆損害事故)

5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたと認められるとき。

1ヵ月以上6ヵ月以内